【論 文】

韓国における共同募金のシステムに関する研究

増子 正・高橋 信二・大澤 史伸・李 在檍

1. 研究の背景と目的

中央募金会(2013)によると、わが国の共同募金活動は社会福祉法にもとづき毎年(10月1日から12月31日まで)すべての都道府県で行われるもので、集められた寄附金は各都道府県内の「社会福祉を目的とする事業を経営する者」(社会福祉協議会、NPO法人などの団体・グループ、福祉施設等)に配分されて地域福祉活動を支えている。

共同募金と地域福祉の関係は、社会福祉法によって位置づけられている。平成12年に改正された社会福祉法の1条の理念に、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図ることが掲げられており、同法第112条に、「共同募金」は、地域福祉の推進を図るため、その寄附金を社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分すると明文化されており、地域福祉を支えるファンドとしての役割を担っていることがわかる。

黒木(1958)によると、日本の共同募金は敗戦後の民間の福祉事業に行政が資金提供できない公私分離政策への対策として昭和22年に厚生省の主導で始まっている。その取り組みは、民間の社会福祉の推進に向けて、公的施策の整っていない福祉施設の復旧支援に始まり、高度経済成長期には高齢者や障害者福祉の支援にも配分の枠を広げ、今日に至るまで、わが国の社会福祉水準の向上を支えてきた。

われわれの生活課題を解決するために福祉六法(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法)や介護保険法などの福祉関連法が整備され、それぞれ分野ごとに公的なサービスは整ってきている一方で、少子・高齢化のもたらす課題や、大規模な自然災害が頻発するなか、現行のフォーマルな制度や仕組みだけでは対応しきれないさまざまな福祉課題が顕在化している。増子(2013)は、公的サービスだけでは解決できない地域の福祉課題解決のために多くの住民組織やNPOなどが活動をしているが、公私分離政策の下においては、「地域福祉の推進」が社会福祉法の基本理念に掲げられているにも関わらず住民組織や市民団体が行う地域福祉活動の財源は担保されておらず、活動の財源が共同募金による助成や社会福祉協議会の交付金に限られているという

矛盾を指摘してきた。

平成19年、中央共同募金会企画・推進委員会の答申では、これからの共同募金のあり方を、「地域をつくる市民を応援するファンド」として地域福祉推進における市民の自治力形成と市民相互のネットワークの構築を支援することに力点を置き、インフォーマルな地域福祉活動の原資とする方向性を示したが、わが国の募金額は平成7年をピークに毎年3~4%¹⁾減少の一途をたどっている(図1)。

中央募金会(2013)によると、共同募金を取り入れているのは現在43ヶ国である。そのなかで募金額の伸びが著しい国が韓国である。韓国共同募金会は、2011年、東日本大震災の復興支援に140万ウォンの義援金を被災地に寄付したことでも知られているが、韓国における共同募金額の推移は、わが国の状況とは異なっていて、2010年時点での募金額が対2004年比で60%20の伸びを示している(図2)。

日本の募金額の内訳は、共同募金額全体の70%以上を「戸別募金」(自治会・町内会等の協力による世帯ごとの募金)が占めており、そのほかに、「法人募金」(企業が行う募金:約12%)、「職域募金」(職場ごとに従業員が行う募金:約5%)、「街頭募金」(駅前等で呼びかけによる募金:約2%)3 になっている(図3)。わが国の共同募金はおおむね連合町内会を圏域としたエリアに地区募金会という組織が設けられ、担当者が町内会単位でそれぞれの世帯から募金を募る形態がとられているが、この戸別募金額が減少し続けている。今後は企業による法人募金をいかに増やしていくかが課題になっている。山口県共同募金会が全国に先駆けて企業のCSR(企業の社会貢献)に関連付けた企業の寄付つき商品を開発して法人募金を増やそうとする取り組みが、長谷川(2014)の研究でも報告されているところである。

韓国での共同募金の寄付者をみると企業からの寄付が募金額の53%⁴を占めていることから、韓国における共同募金のシステムを考察することでわが国の共同募金に占める法人募金

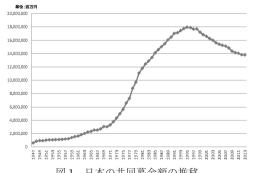


図1 日本の共同募金額の推移 出典:中央共同募金会データベース 「はねっと」を基に作成

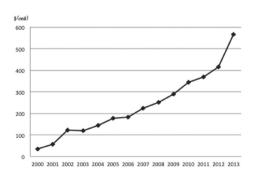


図 2 韓国の共同募金額の推移 出典: Community Chest of Korea Annual Report 2013 を基に作成

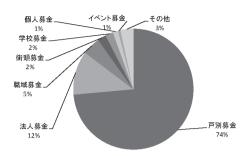


図3 2012年の日本の共同募金の寄付者出典:中央募金会「はねっと」を基に作成

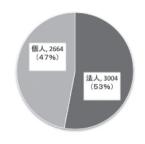


図4 2012年の韓国共同募金の寄付者 出典: Community Chest of Korea Annual Report 2013 を基に作成

の増額に何らかの示唆を得ようとするのが本研究の着想点である(図4)。

本研究では、韓国の共同募金の仕組みを調査して、わが国における募金額を安定的に確保 するためのファンド・レイジングのあり方を検討することを目的としている。

2. 韓国共同募金の変遷

韓国の社会福祉共同募金の歴史は、1969年「社会福祉事業法」の制定によって導入され、1972年に最初の共同募金事業が行われたが、当時の経済的状況や社会福祉制度の基盤整理不足のため、失敗に終わった。1970年代以降、共同募金の必要性と制度化へついての議論が続く中、1975年に共同募金の代わりとして、政府主導の「恵まれない住民の助け合い募金」が始まり、国民から集められた募金は社会福祉事業基金として位置づけられた。その後、1980年「社会福祉事業基金法」の制定とともに、社会福祉基金管理委員会が設置され、民間助成の募金と配分が実施されたのである。張(2001)は、国民の募金によって拡充された社会福祉事業基金の管理・運営が政府主導で行われ、基金の配分の不透明性や広報不足によって、国民は基金が政府の社会福祉予算の不足分に充てられているとの認識が強まったこと、社会福祉事業基金の募金が主に企業中心に行われたことで、国民の参加が低迷したことも指摘していた。こうした中で、社会福祉事業基金法の改正や再び民間主導の共同募金制度の導入が強く求められた。

このような背景から、1997年3月に「社会福祉共同募金法」が制定され、1998年に施行された。共同募金を通して社会福祉に対する国民の理解及び参加を呼びかけるとともに、国民自らの寄付金によって助成された財源を効率的かつ公正に管理・運用することで社会福祉推進を図ることを目的(韓国社会福祉共同募金法第1条)として、16の地域に地方共同募金会を立ち上げ、11月には中央共同募金会が設立された。同年12月に初めて「年末集中募金」

が行われ、翌年2月に最初の配分事業が実施された。1999年4月、「社会福祉共同募金会法」に改正され、機関名の変更とともに地方共同募金会は16地域の特別市、広域市、道に支部募金会として位置づけられた。主な事業内容は(韓国社会福祉共同募金会法第5条)、① 社会福祉共同募金事業、② 共同募金財源の配分、③ 共同募金財源の運用・管理、④ 社会福祉共同募金に関する調査・研究・広報・教育訓練、⑤ 社会福祉共同募金支部会の運営、⑥ 社会福祉共同募金に関連する国際交流及び協力推進事業、⑦ 他の寄付金品の募集者との協力事業、⑧ その他、募金会の目的に沿った事業である。

韓国共同募金会の発展過程について(延世大学産学協力団 2010),以下のように募金規模の拡大や方法などによって、 $(1)\sim(3)$ に区分することができる。

(1) 1998年~2001年

年末集中募金キャンペーン等を中心に募金活動,配分事業の基本的枠組み等の土台を作り, 新たな募金方法や企業の参加を導き出した時期であった。

(2) 2002 年~2005 年

企業寄附文化の急速な浸透によって、総募金額の拡大を成し遂げた時期であり、「外国の 小銭集め運動 | 等の個別募金向けのイベントを通して、市民の募金への参加基盤を整えた。

(3) 2006年~2010年

募金方法を対象別に細分化し、募金規模が破格的な拡大をした。また、多様な募金方法の 導入と市民の個人寄附の活性化の模索、地域社会や住民の生活の質の向上に焦点を当てた事 業に配分を導入した時期であった。

2010年以降~現在までは、継続的に募金総額が増加している中で、特に寄付文化の急速な普及により個人寄付額が大きく伸びてきている。その要因として、会社員の定期寄付や個人高額寄付者の増加等が考えられる。

3. 調査の概要と研究方法

韓国の共同募金額が増加している要因を、経済情勢と募金額の関係と、韓国における共同 募金会の仕組みについて現地調査と分析を行った。

- (1) 研究の方法
- ① 日本と韓国の共同募金額と経済情勢の関係を名目別 GDP の推移との関係を分析する。
- ② 韓国共同募金会の聴き取り調査から、共同募金のシステムの特徴を整理する。
- ③ 共同募金の配分を受けている組織に聴き取り調査を実施して、韓国における共同募金額の安定的な確保の要因を考察する。

(2) 調査の概要

調香日時: 平成26年9月2日

調查対象:韓国共同募金会

調査方法: 聴き取り調査

4. 研究結果と考察

4-1 日本と韓国の共同募金額と経済情勢の関係

寄附は、個人の社会貢献の活動であると同時に、経済活動でもある。社会全体の経済情勢が良好であれば、企業・法人などの団体および各個人の寄付も増額する可能性もあり、経済情勢が低調であれば、寄附活動も不活発になる可能性が考えられる。

これまでに、山田(2008)は、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)の加盟国を対象とし、各国民一人あたりの寄附水準に対する経済情勢、経済格差の程度、税と社会保険の負担等の影響を検討している。その結果、山田は、一人あたりの GDP と寄附水準間の相関は低い(r=0.27 程度)一方で、個人の寄付水準は社会保証料の負担とマイナスの相関(r=-0.55 程度)を示すこと、また、経済格差が大きい国ほど寄付水準が高いこと(r=0.35)を示すことを報告した。これらの山田(2008)の結果は、経済状況よりも社会システムの方が強く寄附行動と関連することを示唆している。

一方,山田(2008)の分析は、国家間比較(横断比較)であり、時系列的な視点での検討はなされていない。社会システムはそれぞれの国の特長であることを考慮すると、各国の縦断的なデータでの検討が必要である。図5は、1980年から2012年までの日本の共同募金額の推移と名目 GDP の推移を示している。共同募金額は、1995年まで増加を続けていたが、1995年をピークに継続的な低下を示している。一方、名目 GDP は1991年までは一定の増加を示し、それ以降成長の程度が緩やかになり、1997年以降はほぼ横ばいの推移を示している。

日本の名目 GDP と共同募金額の時系列的な関連性を検討するために、交差相関を分析した。その結果、ラグ $1\sim4$ 年において有意なプラスの交差相関係数(cross correlation:CC)が確認された(CC ≥ 0.581)。

図6は、1999年から2013年までの韓国の共同募金額の推移と名目GDPの推移を示している。共同募金額、名目GDPともに、一定の成長を示しており、2編数間の時系列上での関連性はラグ0年でCC=0.971と非常に高い値を示している。

以上の日本と韓国の経済情勢と募金額の変化の分析より、① 日本、韓国とも経済成長期

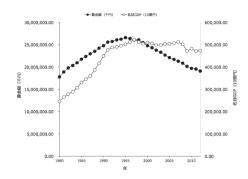


図5 日本の名目 GDP と共同募金額の推移 出典:共同募金額は中央募金会「はねっと」、 名目 GDP は「世界経済のネタ帳 (http://ecodb.net/)」を基に作図。

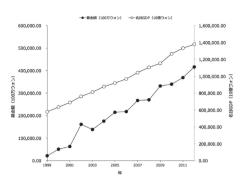


図 6 韓国の名目 GDP と共同募金額の推移 出典:共同募金額は中央募金会「Community Chest of Korea Annual Report 2013」、 名目 GDP は「世界経済のネタ帳 (http://ecodb.net/)」を基に作図。

では募金額が増加すること、② 経済成長の鈍化より先行して募金額は変化することが推察された。

4-2 韓国社会福祉共同募金のシステム

増子らは、2014 年 9 月 2 (火) $14:00\sim17:00$ に韓国社会福祉共同募金会(Community Chest of Seoul)を訪問し、インタビュー調査を実施した。なお、以下、韓国社会福祉共同募金会を共同募金会と表記することにする。

(1) 職員数

300人(支部全国 18 か所を含む)。社会福祉士有資格者 80%以上(採用条件ではない)。 各福祉団体に対する配分・評価を行うため専門職として社会福祉士が必要であると考えている。

共同募金会の定款では,前年度募金額の10%を運営費に,5%を人件費として計上している。

(2) 韓国の共同募金の寄付者

5,664 億ウォン(日本円で 564 億円)となっている。その内訳は、先述のとおり法人の募金額が 3,004 億ウォン(日本円で 304 億円)と 53% あり、個人が、2,664 億ウォン(日本円で 266 億円)と 47% を占めている。(図 4)。また、サムスンなどのような企業では、全従業員のボーナスの 10% を募金として寄付するなどしている。

このように、共同募金の法人の寄付者の大部分を大手企業 10 社が占めていて、その金額は 1,000 億ウォン (日本円で 100 億) と法人の募金額の約 30% を占めている。したがって、



写真1 共同募金会全景



写真2 高額募金者パネル

共同募金会では、募金額の多くを捻出している各企業の募金担当者との関係づくりを深めている。

(3) 事業内容及び課題

- ① 募金を効率的に配分できる仕組みづくりを行っている。
- ② 寄付してくれた企業ごとに報告書を作成している。
- ③ 大手企業が募金額の大半を占めているため、その1社でも欠けると募金額全体のバランスが崩れてしまうという問題も生じている。
- ④ 一般、個人の寄付への働きかけが今後、重要になってくる。
- ⑤ 特に、企業の CSR を促進するために年末・年始にイベントを行っている。

共同募金会としては、企業側に対して、いいモノづくりイコール優しい会社というイメージは、企業にとってもプラスになるので、CSR(企業の社会貢献)を進めることが大切であるということを説明するようにしている。そして、商品が売れたらその売り上げの何%かを寄付するという習慣を企業に身に付けてもらえるようにする。

(4) 共同募金会から企業に対する募金活動

共同募金会が行う企業訪問活動においては、寄付についてのメリットを十分に説明するよ



図7 共同募金会における募金の流れ

うに心がけている。その主なポイントとしては、以下のことをあげることができる。

- ① 前述した企業のイメージ戦略にあるように、企業が寄付をする金額が大きいほどイメージ戦略的には効果が大きく、メリットがあること。
- ② 共同募金会には、企業側が寄付をしたお金をきちんと使うシステムがあること。
- ③ 共同募金会設立以来の実績として税制優遇があること。
- ④ 企業のイベントを共同募金会協賛でやると行政の許可がいらないこと(イベント募金の勧め)。
- (5) 募金の配分方法
- ① 個人支援をする場合
- ② 団体支援をする場合

民間福祉団体は、共同募金会に対して企画書を提出する(公募書類の提出)。

いずれの場合もニーズ調査,審査,決定,支援,という流れで行う。各社会福祉分野に募金を使うようにしている。

例) 『貧困世帯に対する朝食サービス』(書類審査と面接で支援を決定)

タイムスケジュール:毎年7月(説明会および募集).8月,9月(審査)

テーマを決めて募集する場合とテーマを決めないで募集する場合がある(年に1回の公 募)。

- (6) 共同募金会の広報活動の特徴
- ① 共同募金会の認知度は低いが、共同募金会のマーク(愛の実)自体の認知度は高い。
- ② 12月1日~2か月間集中して募金活動を行う。大統領や各マスコミも協力をする。17か所の支部の広場や公園に目標額設定を書いたアトラクションを設置して、目立つようにする。
- ③ 地下鉄にも広告をする(12月1日~2か月間)
- ④ 共同募金の使われ方の認知度が低いため、年間報告書で全ての人に認知度を高めても らうようにしている。
- ⑤ 指定募金をしない人に対しては、コールセンターを通じてメールを流して募金の使われ方について情報提供をする。
- ⑥ 所得控除についての情報提供を徹底して行う。

1世帯あたりの募金額は月1万ウォン、年間で12万ウォン(日本円で1万2千円程度)。 高額納税者では、2,000万ウォン以上である。



写真3 駅改札に設置されたカード募金箱



写真4 子ども向けの学習コーナー

- ⑦ 同募金会の会員に対しては月1万ウォンまでは自動的に所得控除ができるようにして いる。
- ⑧ 中央募金会で募金額の地域間格差をなくすように、バランスを取るようにしている。 共同募金会全体としては、以下のようなことを行っている。
- ·テレビ CM (12 月 1 日~2 か月間)
- ・強化月間以外にも広報活動を1年中行うようにする
- ・鉄道の駅改札口の、カード型切符の保障料返却機の隣に募金箱を設置する(写真3)
- ・企業からの寄付があった場合、贈呈式を行う
- ・広報大使の任命:芸能人、高額納税者(年間1億ウォン以上)等550人
- ・学校(子供1人に対して1個、貯金箱を提供。1万ウォン:100校)
- 例) キャップのみを提供して、各家庭から出たペットボトル、カップにそのキャップをつけて貯金箱にするなどの工夫もしている。1 学校 100 個を目安。募金は強制ではなく、個人の自由である。教育庁に依頼をして、教育庁の協力の下、行っている。ほとんどの小・中学校で実施
 - ・韓国共同募金会に子ども向けに共同募金について学習できるブースを常設(写真4)
 - ⑨ 「愛の実」セットの提供(1万ウォン以上の募金者に1セット)
 - ⑩ 募金配分後の評価
 - ・最大3年まで継続
 - ・基本的には1年ごと評価を受ける。1年⇒ (評価) ⇒2年⇒3年
 - ・評価は事業評価と会計評価の2本立てで行う(量的・質的評価の実施)。
 - ・会計評価では、1,000 万ウォン以上では会計士の監視を受ける(評価支援委員として任命)。

(7) 共同募金会の最近の傾向

その時代、社会の変化をうけることが多い。最近では、5年前から外国人の母親に対する 支援(ことば、就労支援)や低所得者に対する教育支援・学習支援などが増えてきている。 また、3・11 東日本大震災の募金については別途呼びかけを行っている。

5. 結論と研究の課題

共同募金の強化募金期間は日本、韓国ともに3ヶ月間であるが、募金の総額と推移には大きな隔たりがある。経済情勢と募金額の関係では韓国における共同募金額は名目 GDP と強い相関がみられることから、今後の経済情勢をある程度長期にわたって観察する必要があるが、日本においては名目 GDP が 2000 年以降、横ばいで推移しているのにも関わらず募金額が減少している。少子・高齢化が急激に進展していることからも、先述したようにわが国における募金の寄付者を依然として世帯を単位とする戸別募金に大きく依存している現状では、もはや募金額を安定的に確保することも容易ではなく、企業による法人募金を増額させることがわが国の共同募金に課せられている課題だともいえる。

本研究のフィールド調査を通じて韓国における共同募金会では、募金額を確保するために 次の特徴的な取り組みがみられた。

- ① 企業からの募金を集めるための工夫
- ・募金総額の53%を占める企業に専属の担当者を配置する
- ・政府との間に綿密な関係を築いて、共同募金会を経由した際の税制の優遇措置がとられている
- ・企業のイベントを共同募金会協賛で行う場合、行政の許可が免除される
- ・共同募金への募金を CSR (企業の社会貢献) として活用できるような配慮がなされて いる
- ② 個人募金を集めるための工夫
- ・鉄道会社という市民の生活に身近な企業と連携して、保障料金が返却されるカード式切 符の保障料をそのまま寄付できるよう、日常生活のなかに共同募金を身近に感じる工夫 がなされている
- ・教育庁との間に綿密な関係を築いて、学校募金の普及を通じて子どものころから共同募金を身近なものにする取り組みがなされている
- ・募金の使途がわかるように10,000 ウォン以上の募金者にダイレクトメールを発送する
- ・共同募金会には子ども向けの共同募金の学習コーナーが常設されていて、子どもたちに

共同募金を知ってもらうための工夫がなされている

・同募金会の会員に対して、月1万ウォンまで自動的に所得が控除される

以上のように、韓国における共同募金が増額を続けている背景には、共同募金会と政府と の綿密な関係の構築と、企業からの法人募金を安定的に集める工夫がなされていることと、 共同募金を身近な行為にするための福祉教育と市民への啓蒙活動がなされていることが特徴 であることがわかった。

しかしながら、今回のフィールド調査では韓国共同募金会のとっている PDCA サイクルのモデルを体系化するところまでは至っておらず、今後の継続的な研究が課題として残された。

また、韓国の共同募金が韓国を代表する大手企業 10 社の寄付に支えられていることから、これからの韓国の経済情勢の変化による募金額への影響を注視する必要があることと、本研究に関する現地調査が韓国共同募金会を対象に実施したものであり、国民の共同募金に関する意識や、大手 10 社を除いた企業の募金への取り組み状況についても明らかにすることが今後の研究の課題である。

本研究は、平成 26 年度日本学術振興会の科学研究費補助金基盤研究(C)代表研究者増子(「地域福祉を支えるファンド・レイジングとしての共同募金のマネジメントに関する研究」)の助成を受けて行ったものである。

注

- 1)3) 中央募金会 HP「はねっと」(閲覧日: 2014 年 11 月 10 日) (http://www.akaihane.or.jp/about/history/pdf/toukei_rekinen_bokin01_141001.pdf)
- 2)4)5) Community Chest of Korea Annual Report 2013, Community Chest of Korea

参考文献

カン・チョルヒ他(2010): 「韓国共同募金制度の社会的成果と発展課題」,延世大学産学協力団, 2010 年,pp 39-46

黒木利克(1958): 『日本社会福祉事業現代化論』, 全国社会福祉協議会, 1958年, p301

張東一 (2001): 『韓国社会福祉法の理解』, 学文社, 2001年, pp 526-527

中央募金会 (2013): 『共同募金ハンドブック』, 中央募金会, 2013年

長谷川真司他:「山口県立大学におけるコミュニティソーシャルワーク実践教育の現状と課題」 『山口県立大学学術情報』第7号, 2014年

増子正 (2013): 「地域福祉を支える共同募金改革への市民意識に関する研究」 『日本地域政策研究』 第11号、日本地域政策学会、2013年、pp 203-210

山田英二 (2008) 「諸外国における寄附の状況と税制の役割」東京都主税局配布資料, http://

東北学院大学教養学部論集 第170号

www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc20_4/05.pdf(閲覧日:2014 年 12 月 2 日),2008 年 Community Chest of Korea Annual Report 2013, Community Chest of Korea